

# 令和4年度事業計画書

## 1 運営方針

令和4年度は、一般財団法人として、交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製及びケーブル式タイヤチェーン）の検査検定の充実に努め、その安全性について国民に普及を行っていく。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が適用発令される「コロナ禍」の社会情勢が続いたが、気候的には、1月、都心部に4年振りに10センチメートルの降雪があるなど、全国的に寒波による降雪が多く、チェーンの販売数が多くなった。

コロナ禍の情勢に加え、ここ数年は、暖冬傾向が続いていることから、単年度の寒冷による需要に頼ることなく、引き続き交通安全用品の普及及び業務の効率化に努めるものとする。

## 2 各行事予定

### (1) 理事会の開催

ア 第43回理事会（令和4年5月中旬ころ）

イ 第44回理事会（令和5年3月下旬ころ）

### (2) 評議員会の開催

定時評議員会（令和4年5月下旬ころ）

### (3) 認定委員会の開催

ア 第64回認定委員会（令和4年11月中旬ころ）

イ 第65回認定委員会（令和5年3月中旬ころ）

## 3 事業計画

### (1) タイヤ滑り止め装置の認定

ア 10月末日を申請締め切りとし、新規申請者及び更新試験受験者に対し事前指導等の実施を行う。

イ 認定試験の実施

北海道（土別） ～ 令和5年1月中旬に実施する予定

ウ 認定の証明

(ア) 認定委員会による認定試験成績の判定及び理事会の承認を受ける。

(イ) 合格品に対し、認定証の発行を行う。

(ウ) 認定製品本体に認定番号を記載した「認定票」を付けさせ、また、認定品の包装容器外側に認定シールを貼付させる。

エ 認定委員会を令和4年11月及び令和5年3月に実施し、認定試験基準等の検討及び実施要領等について審議するとともに、令和4年度認定試験の可否の判定を行う。

(2) 認定品の更新及び取消し

ア 認定有効期間（2年間）を経過する認定品について、更新事務の推進

イ 認定取消し

(ア) メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合の取消し事務の推進

(イ) 長期間製造しない場合の取消し処分事務の推進

(3) 認定品の普及等広報活動の推進

ア 令和4年度の認定取消し及び既認定品の一部仕様変更等の整理を行い、「認定製品一覧表」を発行し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対し、認定製品の性能等について周知徹底を図ることとする。

イ 認定品について、次の特性を広報し、運転者等への認識を深めていく。

(ア) 金属チェーンに比較して、着脱の容易さや耐久性が特段に良いこと及び道路損傷の度合いが少ないこと。

(イ) 起伏の多い道路や、高速道路の本線、ジャンクション及びIC等における凍結、降雪時に余裕を持って走行できること。

(ウ) 高速道路の降雪時等の制限速度50km/hに対応する速度性能を有していること。

(エ) 国交省・警察庁が公布した大雪時、チェーン装着の義務化に対応するものであること。

ウ 各高速道路株式会社、地方の安全運転管理団体等が実施する交通安全運動に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙を行い、認定品の普及及び凍結・積雪路の交通安全を推進する。